

## 短時間勤務の在り方に関する論点（案）

### 1 基本的考え方について

- ① 公務の中立性の確保、職員の長期育成を基礎とする公務の能率性の追求、地方公共団体における企画立案やサービスの質の担保等の観点から、「任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営」という原則は維持しつつ、検討すべきではないか。
- ② その上で、これまでも地方公共団体において多様な任用・勤務形態が活用されてきたが、人事管理上の要請及び働く側の志向も踏まえつつ、地方公共団体における多様な住民ニーズに対応したより質の高い効率的な行政サービスの実現に資するよう、短時間勤務に係る諸制度について、個々の制度の趣旨の再確認と必要な拡充を図るべきではないか。

### 2 臨時・非常勤職員の任用の在り方について

#### （1）採用等にあたって人事管理上どのような点に留意すべきか。

##### ① 臨時・非常勤の職の位置付け

ア 臨時・非常勤職員を任用する際には、就けようとする職務の内容、勤務形態等に応じ、現行法におけるどの位置付け（任用根拠）で任用するのか明確にすべきではないか。

イ 特別職の非常勤職員の中で、労働者性の高いものについては、特別職として任用する妥当性をより厳格に吟味するべきではないか。

##### ② 採用の際の勤務条件等の明示

ア 臨時・非常勤職員の採用の際には、任用根拠を明示すべきではないか。

イ 採用の際においては、民間労働者の取扱いと同様に、任期、勤務時間、報酬等の勤務条件を明示すべきではないか。

##### ③ 報酬その他の勤務条件の在り方

ア 報酬等については、業務の内容や業務に伴う責任の程度等に応じて、各地方公共団体において適切に判断すべきではないか。

イ 労働関係法令に定める休暇等に関する規定が適用される場合には、適切に措置すべきではないか。

ウ 報酬及び費用弁償を支給することとされている非常勤職員に対する手当相当分の取扱いをどう考えるか。

**(2) 同じ人を反復して任用することをどう考えるべきか。**

**① 任期及び再度の任用に関する考え方**

ア 期間を限って任用する非常勤職員の任期は、臨時的任用が1年以内であること、臨時的・補助的業務に従事するというその職の性格やそれに伴う予算や定員管理の観点から、原則1年以内であることを確認すべきではないか。

イ 再度の任用は、任期終了後の新たな職として任用することを確認すべきではないか。

ウ 任期ごとの新たな任用であるとしても、臨時・非常勤職員として同一の者が長期にわたって繰り返し任用されることによって、事実上常勤職員と同様の勤務形態となっている事例もあるとの指摘があることをどのように考えるか。

**② 再度の任用の際の手続**

・ 同一の者を同一の職に再度任用する際にも、新たな任用として改めて勤務条件の明示を行うことが必要ではないか。

**③ 再度の任用の際の勤務条件の在り方**

ア 同一の職に再度任用され、職務の責任・困難度が同じである場合には、職務に応じた報酬という考え方からすれば、報酬額は同じとなることをどう考えるか。

イ 同一の職種に再度任用された際に、職務内容や責任の度合い等の変更により、報酬額を変えることをどう考えるか。

**3 任期付短時間勤務職員制度の在り方について**

**(1) 現行制度の周知・活用について**

・ 任期付短時間勤務職員制度は、平成16年度に新たに導入された仕組みであるが、成績主義の原則に基づき競争試験又は選考により採用され、本格的業務に従事することができる本制度の活用について、さらに周知を図るべきではないか。

**(2) 制度を活用できる現行の要件について**

**① 任用できる業務について**

ア 「一定期間内に終了する業務」又は「一定期間内に限り増加する業務」といった現行の要件は、地方公共団体における多様な行政サービ

スに効率的、効果的に対応するという要請に対応しているか。

イ 臨時・非常勤職員が従事している職務の中で、資格が必要とされる職務など常勤職員と同様の業務を行っているものについて、任期付短時間勤務職員制度を活用しやすくすることとしてはどうか。

その際、業務の期限に関する要件をどのように考えるか。

② 任期について

ア 現行の任期は、原則3年以内、特に必要がある場合として条例で定める場合は5年以内としているが、原則の期間を長くすることをどう考えるか。

イ 現行の任期は、最長でも5年以内としているが、5年を超える任期を可能とすることについて、長期間の任用に関するニーズや民間の労働契約の期間との関係をどう考えるか。

③ 再度の任用について

・ 任期付職員を採用した職が、当該職員の任期終了後も引き続いて存在する場合に、再度競争試験又は選考を経て同じ者が採用されることをどう考えるか。

(3) 同様の要件を設けている任期付フルタイム職員制度について

・ 任期付短時間勤務職員制度の見直しに併せて、同様に要件を見直すこととするか。